

環境施策の概要

現 状

環境問題は、昭和 30 年代後半からの高度経済成長期には大気汚染、水質汚濁、事業活動による騒音、振動などが公害問題として取り上げられていました。その後、昭和 50 年代後半になると関係法令等の整備により発生源規制の強化や企業の公害対策が行われたことにより、産業型公害は大幅に改善されました。

一方、私たちの生活は豊かになった反面、大量生産と大量消費の生活活動を通じて環境に負荷を与えてきました。昭和 60 年代から、オゾン層の破壊や生態系の破壊など国際的な規模での環境問題への対応が課題となり、特に温室効果ガスの排出による地球温暖化問題は、平成 9 (1997) 年の地球温暖化防止京都会議を皮切りに、喫緊の課題としてその対応が求められています。

今後の課題

区では、平成 18 年度に「練馬区環境基本条例」を施行するとともに、「環境都市練馬区宣言」を行いました。国際的な環境への取り組みや法制度の整備がなされる一方で、地球温暖化などの課題はますます大きくなっています。地球温暖化については、一国の問題ではなく、その防止のために世界各国がそれぞれの責任と役割を自覚して行動することが求められています。

区では、地球温暖化対策における国内外の動向を踏まえ、平成 21 年 3 月に「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」、平成 22 年 12 月には、区の環境施策の柱となる「練馬区環境基本計画 2011」を策定しました。

これらの計画をもとに、今後は区民、事業者および区の三者が主体となって、温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷の低減など持続可能な社会の構築を目指していきます。

加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は区の環境施策にも大きな影響を及ぼしています。特に、原子力発電所の事故の影響により、区は節電対策や放射線対策などの取組みも行っています。

今後とも区は区民、事業者、国、都との連携・協力をさらに深め、環境都市練馬区の実現に向け、取組みを積極的に進めています。

環境施策の主な取り組み

(1) 練馬区環境基本計画 2011 の策定

「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画」のもと、温室効果ガス削減やみどりの保全・創出等の課題にも対応するため「練馬区環境基本計画 2011」を策定しました。本計画は、環境都市練馬区としてふさわしいまちづくりを進める基本的な指針と具体的な施策の展開を示しています。

(2) 練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例の施行

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を平成 22 年 4 月 1 日から施行しました。

歩行喫煙等をなくすため、「マナーアップ指導員」が駅前など人通りの多い場所を巡回し、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをやめるように注意指導を行っています。

(3) 地球温暖化対策設備設置補助制度

地球温暖化対策の一環として、平成 18 年度から、太陽光発電設備や高効率給湯器などの設備を設置した区民に対し、設置費用の一部を補助しています。平成 22 年度から小規模事業者に対しても補助を開始しました。

(4) ねりま eco チャレンジ！みどりのカーテン・プロジェクト

地球温暖化・省エネルギー対策として、家庭等において、みどりのカーテンづくりにチャレンジし、その効果を体感していただくため、平成 23 年 5 月、1,500 世帯にゴーヤの苗セットを配付しました。

(5) 節電対策

東日本大震災以降、区立施設では照明の削減などによる節電を行ってきました。さらに夏期の節電対策として、「練馬区節電実施計画」を策定しました。

本計画では、照明の 50% 消灯や室温の 28℃ 設定などにより、区立施設全体として 15% 以上の節電を目指しています。

(6) 放射線対策

福島第一原子力発電所の事故の影響で、放射線への対応が新たな課題となっています。区では平成 23 年 6 月から、12 か所の空間放射線量と、学校・区立プール 12 か所のプール水中の放射性物質の測定を独自に開始しました。さらにきめ細かく実態を把握するため、区内保育園、小学校等においても簡易測定を実施しています。